

## 令和5年沼津市教育委員会 第2回定例会会議録

1 日 時 令和6年2月6日(火)  
午後3時00分～午後5時29分

2 場 所 沼津市立図書館4階 講座室

### 3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名(土屋委員 川口委員)

(3) 議案

議第1号 沼津市スポーツ推進基本計画に対する教育委員会の意見について

(4) 協議事項

協議第1号 令和5年度沼津市一般会計補正予算(第13回)について

協議第2号 令和6年度沼津市一般会計予算について

協議第3号 指定管理者の指定について(沼津市民文化センター)

協議第4号 沼津市育英条例の一部改正について

(5) 報告事項

報告事項1 令和5年度沼津市教育委員会教育研究奨励の審査結果について

報告事項2 沼津市文化財保存活用地域計画について

報告事項3 沼津市民文化センターの改修について

(6) その他

### 4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 重光純、委員 川口浩史、委員 土屋葉子、委員 佐藤清子、教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 山崎巖、教育企画課長 原将史、学校管理課長 齋藤忠興、沼津市立沼津高等学校事務長 藤井義昭、子育て支援課長 山岡祥子、学校教育課学校給食室長 渡邊偉智洋、教職員研修センター所長 中嶋記恵子、文化振興課長 林敬博、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 山本浩司、学校教育課副参事(教職員担当)兼青少年教育センター所長 田中亮輔、図書館事務長 中澤芳子、ウィズスポーツ課長 沼上義文、学校教育課長補佐 磯部大介、文化振興課副主任 原田雄紀、調整担当・教育企画課長補佐 内村一徳、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 岩崎雄、教育企画課事務補助員 後藤恵

### 5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。

奥村教育長 先日は、教育委員の皆様にも総合教育会議へ出席していただいた。3つのテーマに対する委員お一人お一人の思いが市長にしっかりと伝わったと思う。発言された内容をこれからの沼津の人づくり、まちづくりにつなげていくには、市長部局との更なる連携が大切であることを共有できたのではないかと。教育委員会と市長部局の様々な施策等の実現に向けて、着実に見える化していけるよう、互いに頑

張っていききたいと思う。

昨日は、東京都心や横浜など大都市圏でも雪が積もった。南岸低気圧の通過により、昨日の昼頃から降り始めた雪は、深夜にかけて降り続いた。関東の広範囲で道路にも雪が積もり、東京都心で8cm、横浜市で4cm、千葉市で3cm、さいたま市で8cmの積雪を観測したようだ。報道によると、120の方が転倒によりケガをされたようだ。また、県内東部の富士宮や御殿場、小山等でも積雪のために交通渋滞が発生し、本日正午時点でスリップ事故等37件が報告されている。今日、明日と私立高校の入試が行われている。雪の影響を心配し、昨夜は寝付けなかった受験生や御家族、学校関係者も多かったことと思うが、知徳高校以外は開始時刻の調整は聞いていない。受験生には、これまで努力してきた成果を存分に発揮してほしいと思う。2月に入り、厳しい寒さは続いているが、少しずつ春が近づいてきていると感じる。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、川口委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は非公開とすることを委員に諮り、了承される。

<議案>

奥村教育長 日程(3)議案である。

---

議第1号については、公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、公開できることとなったため公開する。

議第1号 沼津市スポーツ推進計画に対する教育委員会の意見について

<「スポーツ基本法」の規定に基づき、沼津市が策定する沼津市スポーツ推進基本計画について、沼津市長から教育委員会の意見を求められた。このことについて、沼津市長へ提出する「計画案に対する教育委員会の意見について」審議を求める。

意見案1 計画の遂行に当たっては、中学校部活動の地域移行をはじめとする課題の解決に向け、子供たちはもとより、全ての市民がスポーツに親しめる環境が構築されるよう、教育委員会施策とのより一層の緊密な連携を図りながら取り組まれない。

意見案2 計画に掲げる基本理念の実現に向けては、学校体育と社会体育の円滑な接続を図るとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の推進に資することとなるよう取り組まれない。>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 令和5年度をもって、これまでの沼津市スポーツ推進基本計画が終わり、新たに令和6年度から10年間の計画を作成する。スポーツ基本法に、「計画を変更する際には教育委員会から意見を聴かなければならない。」とあるため、その意見についての審議である。令和6年から15年の間に中学校部活動の地域移行等

が体系化されていくことを踏まえて、教育委員会としての意見案を2つまとめた。どちらか1つにしぼらなくてもいいのではないかと。皆様からの御意見を御願ひしたい。

- 川口委員 案1は、教育委員会の持つ明確な課題が提案されているが、案2は、総括的な内容となっている印象。中学校の部活動地域移行は教育委員会としても大きな課題であり、これまでの認識を変えていかなければならない部分である。
- 奥村教育長 学校部活動については切り離すが、学校体育については授業として残っているため、その関連性、接続性が重要になってくると思う。
- 佐藤委員 川口委員と同じ印象を受けた。確かに、案2については、抽象的で漠然としている感じもあるが、長い年月で考えると、そうしておいた方が今後幅広い対応が可能となる表現の仕方だと思う。
- 奥村教育長 学校体育と社会体育の円滑な接続を図ること等は大切な部分である。
- 土屋委員 委員お2人と同様の意見である。2つの案がうまく一緒にできるような、併せ方ができるといいと思う。
- 奥村教育長 文書作成に関しては、教育企画課長が工夫することと思う。
- 重光委員 これからのテーマである部活動地域移行について案1で取り上げるのはよいと思うし、現状に合っている。ちょうど計画の期限である10年後にその取組結果が反映されることと思う。案2については、普遍的であるため10年後であっても有効なテーマであると思う。
- 奥村教育長 ここまでをまとめると、2つの案を併せた形で、教育委員会が市長に提案することとなる。
- 教育企画課長 推敲させていただき、各委員にも改めて御確認いただいた上で、市長に対する意見書とさせていただくということによろしいか。
- 奥村教育長 それではお諮りする。議第1号 沼津市スポーツ推進計画に対する教育委員会の意見について、原案の2案を併せた形で可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第1号について、案1と2案を併せた形で市長に提出することに決する。

---

協議事項については市議会定例会に上程する案件であり、報告事項については公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、市議会で議決されたため公開する。

#### <協議>

奥村教育長 日程(4)協議事項である。

協議第1号 令和5年度沼津市一般会計補正予算(第13回)について

<育英事業振興のために寄せられた寄附金を沼津市育英奨学基金への積立金に計上する。また、高尾山古墳法面等保護工事にあたり、入札不調により年度内の工事完了が困難なため、工事費を翌年度に繰越して支出する補正予算を計上する。>

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

土屋委員 資料2に、「高尾山古墳法面等保護工事にあたり、入札不調により年度内の工事完了が困難なため」とあるが、今後の工事の予定はどのようになっているか。

文化振興課長 令和6年3月に入札を行い、6月末に工事が終了する予定である。

奥村教育長 6月末に完成するということか。

文化振興課長 その予定である。

奥村教育長 債務負行為について、どういうものか説明していただきたい。

教育次長 通常、行政の予算は年度内執行となっている。資料3に羅列されている事業については、令和6年4月1日からスタートしなければならない事業である。過去には、4月1日に予算が執行し、同日に契約も行う、という強引なやり方をしていたこともあったが、それでは時代にそぐわないということで、前年度に債務負担を組んで、それを次の年度に執行するという仕組みになった。

奥村教育長 期間が令和5年度から令和6年度までとあるが、実際には令和6年4月1日付の契約ということか。

教育次長 契約については令和6年3月中に行い、4月1日からの履行期間となる。

奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第1号 令和5年度沼津市一般会計補正予算（第13回）について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。協議第1号について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することに決する。

協議第2号 令和6年度沼津市一般会計予算について

＜令和6年度組織改正について

- ・学校給食の一体的な管理のための体制整備を図るため、学校教育課の課内室である「学校給食室」を学校管理課に移管する。
- ・文化政策推進のための体制強化を図るため、文化振興課の課内室である文化施策室に「市民文化センター整備活用担当」を設置する。＞

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 一体的な管理に向けて体制整備を図るため、組織が再編されるということである。御質問等いかがか。

重光委員 現状の教育委員会事務局文化振興課内にある〔市民文化センター〕と、新たに文化政策室内に設けられる市民文化センター整備活用担当の取り扱う内容の違いは何か。

文化振興課長 市民文化センター整備活用担当では、今後の沼津市の文化政策の強化を考えている。今後の施策と市民文化センターの整備活用をマッチングさせることを目的としている。

奥村教育長 既存の方はいかがか。

文化振興課長 文化施設係においては、市民文化センター以外にも様々な施設を維持管理している。そのうち市民文化センターの部分については施設担当が担っている。

奥村教育長 そうすると、この組織図の中に2つ重複しているのはおかしくないか。

教育次長 市民文化センターの施設管理は指定管理者が行っている。施設係は指定管理者とともに維持管理にあっている。今回の市民文化センター整備活用担当については、来年度から市民文化センターの改修事業が約5年かけて行われるため、施設の老朽化対策と併せて時代に即したリニューアルをし、市民文化センターを文化芸術の発信拠点としての施設にふさわしいものとするための担当である。維持管理の意見も聞き、連携をとりながら、特に文化政策を重点的に担うという位置づけである。来年、実施設計を約9000万円計上している。

重光委員 担当者としては全く別ということか。

奥村教育長 新たに増員されるという理解でよいか。

教育次長 人数については、この段階ではまだ公表されていない。

佐藤委員 市民文化センターの指定管理者は日常的な企画運営に携わり、施設の管理は市の建物であるため市が行うということか。

文化振興長 おっしゃるとおり、日常的で軽微な修繕については指定管理者が行い、大規模な工事、改修については、市（文化振興課）が行うということである。

佐藤委員 指定管理者と市の施設管理についての話に関連してお伺いする。従来の少年自然の家が、INN THE PARK 沼津という施設になった。以前使用した際、広場を借りる場合には緑地公園課に申請をし、施設を借りる場合には生涯学習課に申請した。いずれも指定管理者が管理しているのか。

生涯学習課長 指定管理者ではなく、INN THE PARK 沼津は、施設活用の公募型プロポーザルを実施後、選定された事業者と市が協定を結んだ上で、設立されたものであるが、広場については緑地公園課が管理している。

佐藤委員 現在、INN THE PARK 沼津の広場で様々なイベントを行っている団体は緑地公園課に申請していると思うが、今年度の「子どもの遊び王国in沼津」というイベントは、広場の芝生が使えないという理由から、内容を変更したという話を聞いた。市の施設であるならば、広場の使用ができるのでは。

生涯学習課長 当初、広場の芝生の使用を予定していたが、子どもの遊び王国in沼津の企画段階以前に、別の団体の使用予約が入ってしまったために、内容を変更せざるを得ない状況になった。

奥村教育長 ほかにいかがか。

川口委員 今まで学校教育課にあった学校給食室を学校管理課に移管する理由を教えてください。

教育次長 現在の学校教育課内学校給食室の業務は、給食費の徴収、メニューの検討、食材の調達といった内容となっている。一方、学校管理課内経理係においては、給食調理の管理運営業務として、調理員の雇用、調理上の光熱費や備品等の維持管理の部分を担っている。現在2課にまたがっている業務を一元化することで、食材の供給から調理までの一連の流れが簡素化、効率化される。

川口委員 以前は学校教育課内の方が都合がよかったが、現在は学校管理課内の方が都合がよいということか。

教育次長 当初、学校教育課に学校給食室を設置した理由については、推測ではあるが、食育の観点、栄養士が各学校に配置されているといった観点からと思われる。スタートして3年が経ち、業務が固定されて落ち着いてきたため、今回の組織改正案が出されたという次第である。

奥村教育長 大きな変革として、令和3年に学校給食の公会計化がスタートした。そのシステムを作り上げ、運営していくという部分を学校教育課内で担うために学校給食室が設置された。現在、その業務が安定してきたところで、管理と運営を一体化して効率化していくということかと思う。ほかになれば、組織改正については以上とし、引き続き、当初予算全体のあらまし及び教育費歳出予算(案)の概要について説明をお願いします。

<当初予算全体のあらまし及び教育費歳出予算(案)の概要について>  
(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 教育委員会全体の令和6年度予算の概要について説明が終わった。ここから資料に基づき、各課から新規事業及び主要事業の説明を行う。まず、学校教育課から子育て支援課までを前半として説明し、その後、御質問等を伺うこととしたい。よろしいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 それでは、学校教育課から座席順に説明をお願いします。

(各課長 資料に基づき説明)

学校教育課 言語教育による表現力・読解力育成事業、「チーム学校」実現事業(複式学級支援員等含む)、情報機器整備事業、学校給食公会計事業

教育企画課 学校規模・学校配置適正化推進事業、中学校部活動改革推進事業  
学校管理課 第四小学校校舎整備事業、第三中学校校舎整備事業、大岡中学校校舎整備事業、小学校施設整備推進事業、中学校施設整備推進事業、小学校営繕・改修事業、中学校営繕・改修事業

沼津市立沼津高等学校 市立高中等部施設改修事業、市立高校施設改修事業

子育て支援課 幼稚園情報機器整備事業、子育てのための施設等利用給付事業、幼稚園副食費補足給付事業

奥村教育長 説明が終わった。学校教育課の事業についていかがか。

川口委員 複式学級の支援員の配置について詳しく御説明願う。

学校教育課長 正式に手続きをしていないので決定ではないが、来年度千本小学校については来年度1年生が5人、2年生が3人、3年生が8人、4年生が14人、5年生が12人、6年生が10人となる可能性がある。新1年生の人数次第で、1・2年生、2・3年生のいずれかで複式学級が発生する見込みとなっている。これについては、保護者も不安に思っておられることと思うため、新1年生の人数が確定次第、学校にて説明会を開く予定である。

川口委員 支援員はどのような形で授業に関わっていくのか。

学校教育課長 従来の児童生徒指導員は、教員免許を所持していない者も従事しているが、この場合の支援員は、教員免許所持の支援員となり、週23時間授業に関わる支援をしていく。教室には空きがあるため、学年ごとに教室を分けて授業を行うことができる。ただし、技能教科等では他学年と合同で行うこともある。すでに、

第二小学校と第一小学校とで道徳等の交流授業を行っているという現状があり、来年度もできる教科については引き続き行っていく予定となっている。

川口委員 複式学級については、千本小学校以外に市内に事例があるのか。ある場合は、今回と同様の対応となっているのか。

学校教育課長 市内では、戸田小中一貫学校においてすでに複式学級が発生しているが、一貫校であるため、中学校教員が小学校と兼務という形で、それぞれの教科を小学校においても教えることができる。そのため、複式学級が発生しても、児童生徒は教室を分けて授業を受けることができている。

川口委員 同じ複式学級でも学校の実態によって異なることがわかった。

教育企画課長 本市では、恒久的な形で支援員を配置して対応することは考えておらず、学校規模・学校配置の適正化の基本方針を出し、体制作りに努めている。千本小学校を含む第二中学校区においては、現在、学校の未来を考える会を設置して検討、協議を進めているところである。委員からは早期に対応を求める声も出ており、千本連合自治会においては、早期に千本小学校と第一小学校の統合を要望する声が上がっている。そうした状況等を踏まえ、教育委員会事務局としては来年度に方針決定をしたいと考えており、それまでの間の一時的な教育の質の確保という観点から来年度、支援員を配置する予定である。学校の未来を考える会においては、前述のような早急な対応を求める声上がる一方で、コミュニティとしての機能の確保を求め、第二中学校区から学校がなくなることを危惧する声も上がっている。子供目線で建設的な議論ができるよう、座長を務める学識経験者とも連携を取りながら進めていきたい。

奥村教育長 ほかにいかがか。

重光委員 インターネットバンキング導入とあるが、運用方法はどのように想定しているのか。パスワード等のリスク管理も考える必要があると思う。また、クロームブックは5年リースとなっているが、入替についてはどのように考えているか。今後の予定を伺いたい。

学校教育課長補佐 インターネットバンキングは、現金で取り扱っている学校徴収金を保管する際や銀行に持って行く際のリスクの軽減、校務の効率化等のために導入される。現在、現金管理・通帳管理をそれぞれ校長・教頭等が別々に行っているため、インターネットバンキングのパスワード等の管理も複数人で工夫しながら対応していきたいと思っている。

奥村教育長 来年度、学校徴収金を取り扱う金融機関はJAでよいか。

学校教育課長補佐 来年度以降の対象銀行はJAを予定している。

奥村教育長 インターネットバンキングに係る事業はJAでスタートするということである。続いて、クロームブックについてお願いしたい。

学校教育課長 端末の更新については、現在国の動きが二転三転しており、動向を注視しているところではあるが、令和6年度予算を取り、令和7年度から各学校で行っていくことを予定している。

奥村教育長 国の方向性からすると、静岡県が共同調達するということだが、そのためには、県議会で承認されないと許可が下りない。端末を購入する業者と内部のシステム設定をする業者が異なるため、県全体で行うとすると、更新にはかなりの時間を要することが想定される。いずれにせよ、来年は5年目という年限を迎えることとなるため、約8割にあたる自治体が一斉に更新することとなる。ほか

にいかがか。教育企画課については先程併せて説明があった。ほかになければ、学校管理課に対してはいかがか。

川口委員 電球が使えなくなり、LED化改修工事が必要となるが、全学校分についても、徐々に進めていくイメージか。

学校管理課長 おっしゃるとおりであり、電球の調達自体が減ってくる。特に体育館等屋内運動場においては吊り下げ式の照明となっているため、早急に対応を進め、普通教室についてもLED化を進めていく。

奥村教育長 体育館は天井が高く、照明の取り換えには足場を組まなければならない。極力体育館を使用しない時期に進める必要があるため、優先順位をつけて順番に取り組んでいく。次に、市立沼津高等学校についていかがか。なければ、子育て支援課についてはいかがか。

子育て支援課長 では、私から先に質問する。子育てのための施設等利用事業の対象施設は3園となっているが、あとは皆認定こども園ということによいか。

奥村教育長 認定こども園となっている施設もあれば、新制度の幼稚園となっている施設もある。

奥村教育長 新制度の幼稚園は何園あるのか。

子育て支援課長 ここに書かれているのは県から助成を受けている幼稚園であり、新制度の幼稚園は7園ある。

奥村教育長 ほかになければ、ここで一度休憩を挟むこととする。

(休憩) 16:30~16:35

奥村教育長 それでは再開する。教職員研修センターから説明をお願いします。

(各課長 資料に基づき説明)

教職員研修センター 教職員研修センター運営事業

文化振興課 まちかど活用文化事業、戸田造船郷土資料博物館移転整備事業、市民文化センター施設整備事業、芸術文化振興事業、史跡等保全整備事業(興国寺城跡保存整備事業)、歴史民俗資料館移転整備事業、市民参加型文化事業

生涯学習課 学級講座開設事業、生涯学習推進事業、イングリッシュデビュー事業、青少年健全育成事業、二十歳の集い事業、青少年教育推進事業、青少年体験学習推進事業、ゆめとびら舟山運営事業

青少年教育センター 青少年教育センター運営経費、教育相談推進事業

図書館 図書館運営管理、図書館施設整備事業、図書館資料整備事業

奥村教育長 説明が終わった。教職員研修センターから順次質問を受けていく。教職員研修センターについて、御質問等いかがか。なければ、文化振興課についていかがか。なければ、生涯学習課についてはいかがか。

重光委員 イングリッシュコミュニケーション事業を廃止、イングリッシュデビュー事業に統合し、対象年齢を0歳~小学校4年生までに拡充するということが、実際に、0歳と4年生が同じ内容の講座を受けることではないと理解してよいか。年代を分けてプログラムを計画されているのか、内容を伺いたい。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおりである。これまで、イングリッシュデビュー事業は0~3歳を対象として、イングリッシュコミュニケーション事業は4歳~小学校



4年生を対象として、場所や開催日を別々に行っていた。それらを同日に同じ場所で開催すると相乗効果も生まれ、経費等の削減にも繋がることから、今回イングリッシュデビュー事業として統合することとした。

- 奥村教育長 0～10歳ではだいぶ格差があるが、一緒に行うのか。
- 生涯学習課長 イングリッシュコミュニケーションの部分については細分化して行うことが可能であり、0～3歳、4～6歳、7～10歳と分かれている。
- 重光委員 機会としては一緒だが、プログラムとしてはそれぞれ分かれているという認識でよいか。
- 生涯学習課長 1つの講座は大体1時間程の構成である。時間帯を区切って行うのか、同時間帯に別々の場所で行うのかは、実際の場所に依って決める予定である。
- 奥村教育長 ほかにいかがか。なければ、青少年教育センターについてはいかがか。
- 川口委員 教育相談推進事業の主な増減の欄に、令和6年度はパンフレットを作製しないとあるが、その理由はパンフレットの効果が実感できないからということか、クロームブック内の相談機能が有効だからということか。
- 奥村教育長 パンフレットを削減した分の周知方法の代替はあるのか。
- 青少年教育センター所長 昨年度、かなり多くのパンフレットを作製済のために、まだ予備があり来年度作製する必要はない。また、各学校にはデータ送付をしているため、紙媒体とデータをうまく使い分けながら周知していきたい。
- 奥村教育長 今あるパンフレットがなくなった際には、今後データに移行していくということか。
- 青少年教育センター所長 時代に合わせて対応していきたいと思っているが、あと数年分程の在庫はある。
- 奥村教育長 最後に、図書館の事業についていかがか。なければ、一通り各課の説明に対する御質問等を受け、御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第2号 令和6年度沼津市一般会計予算について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することとしてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第2号について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することに決する。

### 協議第3号 指定管理者の指定について（沼津市民文化センター）

<指定管理者制度運用指針に基づき非公募とすること、及び公益財団法人沼津市振興公社から提出された申請書について、同法人が次期指定管理者として適当であるか、指定管理者選考会の意見を聴取し、その意見を受け、引き続き指定管理者として指定する。>

（文化振興課長 資料に基づき説明）

- 奥村教育長 先程、来年度より市民文化センターの改修工事が始まるという話があったが、それらを踏まえての御意見等いかがか。
- 文化振興課長 工事期間中は、様々な制約や、突発的な問題が発生する可能性がある。そうしたことに柔軟に対応できる事業者運営を任せることが望ましいのではないかと意見が出ている。
- 奥村教育長 経験があり信頼のおける事業者ということが大切であるとの意見である。ほかにいかがか。御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第3号 指定管理者

の指定について（沼津市民文化センター）、原案のとおり2月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。協議第3号について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することに決する。

#### 協議第4号 沼津市育英条例の一部改正について

＜奨学生の資格に高等学校等入学予定者を加え、高等学校等入学予定者の奨学生に係る奨学金の額及び奨学金の返還の規定を設ける。＞

（学校管理課長 資料に基づき説明）

奥村教育長

説明が終わった。御質問等あればお願いしたい。

重光委員

第10条2項に、「教育委員会は、第2条第2号に該当する奨学生が高等学校等に入学しなかったときは、奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。」とあるが、第6条の2号に、入学時に70,000円を支給することが書かれているため、入学時に支給したお金を入学しなかったときに返すというのは、理論的におかしい気もする。入学時に退学した場合には返さなくてよいという解釈になってしまうのではとも思う。また、給与を受ける者の範囲に短期大学を除いているのはなぜか。

学校管理課長

「入学時」という表記が正しいのかということもあるが、入学式を迎える前の3月中に支給するため、「入学の時点では」という意味で「入学時」と書かれている。また、1日も在籍しなかった場合は、全額返還を命ずるが、病気や怪我等やむを得ない事情により短期間しか在籍できなかった場合等の個別の事情も考慮した上で一部返還を命ずることを想定し、この文言が決められている。沼津市育英条例は、優秀な学生が家庭の経済事情により進学を諦めることに対して、学業を奨励したいという趣旨から始まったものだが、制定当初から、より経済負担の多い4年制大学に主眼を置いて定められている。

奥村教育長

入学時の部分において、この表記では伝わりにくい。

重光委員

難しいと思う。「入学しなかったとき」だけではなく、「又は正規の期間より前に退学したとき」といった文言を加えないといけないと思う。

学校管理課長

運用において解釈をしていきたい。

奥村教育長

学び続けるということは大切なことであるため、育英条例の趣旨から考えて、4年制大学と短期大学を区別している部分の見直しも必要となってくるかもしれない。

佐藤委員

3月に支給することについて、具体的に書かなくてもよいものなのか。

学校管理課長

条例上では明記する必要はないと考えているが、それぞれの細かな基準については、規則や内部の運用基準の中で決めていきたい。

佐藤委員

申請するときには周知されるということによいか。

学校管理課長

募集要項には支給時期も明記する。

土屋委員

大学生の場合、該当人数は10名程度であったが、高等学校等においては範囲が広いように思う。人数についてはどう想定しているか。

学校管理課長

規模から考えて、20名程度を想定している。

奥村教育長

大学生の場合は学年ごとという認識でよかったか。

学校管理課長 現在、1学年10名のため、合計40名となる。  
奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第4号 沼津市育英条例の一部改正について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することとしてよいか。  
各委員 異議なし。  
奥村教育長 異議なしと認める。協議第4号について、原案のとおり2月市議会の議案として提案することに決する。

<報告>

奥村教育長 日程(5)報告事項である。

報告事項1 令和5年度沼津市教育委員会教育研究奨励の審査結果について

<幼稚園、小中学校の教職員の研究活動の奨励・向上を図り、本市教育の発展を期待して実施している教育研究奨励賞の令和5年度の審査結果を報告する。応募者14人(小学校8人、中学校6人)のうち、優秀賞2人、優良賞2人、奨励賞10人となった。>

(教職員センター所長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。この対象者は、採用から11年目までの20~30代前半あたりの教員となっている。私が一番嬉しかったのは、ここ数年優秀賞の該当がなかったのが、今年度は2人も該当していたことである。特に、この2人は同じ学校の在籍であることから、各取組への学校全体としての関わり方も表れているのではないかと思う。2月27日の授賞式には、教育委員の皆様にも出席していただく。当日は発表もあるのか。

教職員研修センター所長 この2人の優秀賞の方には、コンパクトな形にはなるが、本人たちから説明する時間を設けている。

奥村教育長 聞くところによると、採用1年目から応募している方もいらっしゃるとのこと。非常に意欲的で主体的だと感じるが、今後は、数年に渡って継続的にデータを取り、同じテーマで続けて変容する姿等を記録していくという研究もあってもよいのではないかと思う。ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項2 沼津市文化財保存活用地域計画について

<平成30年の文化財保護法の改正により、新たに制度化された法定計画で、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである「文化財保存活用地域計画」は、文化財の保存・活用に関して市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を図るものである。本計画(案)は、懇話会を設置して意見を徴取しながら作成した。今後パブリックコメントを実施した後、文化庁の認定を目指す。>

(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。義務付けられているものだが、何のために作成するのかというと、本市の誇る地域の宝とまちづくりが一体となって歴史文化資産を守るためである。絵に描いた餅にならないよう、どう活かしていくかというのが大切

である。現在掘り起こされている文化財でさえ、どこまで周知され、理解されているのか、十分でないと感じる。今回のチャンスを活かすべきだと思う。できあがった計画自体をどう周知して、活用していくかが重要である。

佐藤委員 本市のアーケード街は昭和28年に建てられ、全国的に見ても、アーケード類のうちの初期に当たる建築物であると聞いている。植樹が一体となっており、角がR型、屋根が突き出しているものの柱がないという特徴は、歴史的にも価値のあるものだと言ったが、こうしたものも文化財に該当するのか。資料2に、文化財として取り上げにくいものに地名が含まれているが、かつての「川廓町」や「鉄砲町」といったものも掘り起こしていくということか。

文化振興課長 委員のおっしゃられたような歴史的価値のある建物については、建築物として拾い上げ、文化財として重要なものであるかの調査を行い、守っていく必要があると思っている。

奥村教育長 昨年度末の教育委員会の報告事項にあった、加藤学園秀初等学校本館の有形文化財登録のような感じか。

文化振興課長 加藤学園秀初等学校本館は、国の登録有形文化財となった。非常に特殊なデザインとなっており、登録するのにふさわしいということである。

原田文化振興課副主任 築50年が経過すると、国の有形文化財に登録されることとなっている。先程委員がおっしゃったアーケード街は、県内最初に造られた防火建築帯ということで、建築的に評価されているものである。近現代の建築物は、建て直しによって損失してしまう可能性も多い。あらかじめ登録される予定がわかっているものだけでなく、今まで未指定だったものや埋もれてしまっているものについても、地域の方々と一緒に保存活動を目指していきたいという意図を持って、この計画が作成された。また、地名については、市南部の「立保」のほか、近世の城にまつわる由来を持った地名等を後世に伝えていくためにも、本計画において取り上げる予定でいる。

佐藤委員 今、アーケード街については再開発の話が進められていることと思う。歴史文化資産となる前に壊されてしまう可能性はないのか。

原田文化振興課副主任 残すかどうかの判断は、開発側がすることになる。文化振興課としてできることは、価値を積極的に周知していくことである。

奥村教育長 沼津にはこんな宝がある、こんな歴史文化資産があるということを、子供たちを含む多くの沼津市民が知ることで、よりまちづくりが素晴らしいものとなり、訪れる人が多くなるのではないかと思う。これをよい機会として、周知を徹底して行ってほしい。ほかになければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

### 報告事項3 沼津市民文化センターの改修について

<昭和57年に開館した沼津市民文化センターは、市民の芸術鑑賞や文化活動の拠点としての役割を担ってきたが、築後41年を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることや、社会的ニーズに見合った新たな機能向上が求められていることから、大規模な改修・整備を行う。人々に潤いを与える文化施設として、機能の維持と向上を図り、新たな交流の場を創出する。改修工事期間であっても文化活動の継続性を図るため、全館休館せず工事範囲以外の部分は利用可能となるようなスケジュールを設定する。>

(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。先日の市長の記者会見で、100周年を迎えた次のスタートの1年は、文化芸術の拠点として市民文化センターの改修に力を入れたいと話されていた。先に開館している香陵アリーナと併せて沼津市民の活動拠点となることと思う。改修工事の着手は令和7年度以降予定ということである。楽しみにしている。ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程(6)その他である。  
何かあるか。なければ、以上をもって本日の定例会を閉会する。

午後5時29分 閉会